

看護専攻科 生徒の出席等に関する規程

埼玉県立常盤高等学校

(登校)

生徒は、休業日（埼玉県立高等学校通則第7条に規定する日以外の日は定刻までに登校しなければならない）。

ただし、次の各項に該当する場合は、登校してはいけない。

- (1) 学校保健安全法第19条による出席停止、または同法20条による臨時休業の期間
- (2) 生徒指導上の理由により、登校停止を命じられた期間

(遅刻)

始業時刻までに登校して、所定の場所にいない生徒は遅刻とする。ただし、交通機関の大きな遅延等により止むを得ず遅れる場合は、遅刻としないことがある。

また、授業については、10分以上遅刻した場合は欠課扱いとする。

(早退)

終業時刻以前に下校するときは早退とする。また、授業については、終了時刻10分以上前に早退した場合は欠課扱いとする。

(忌引)

生徒の服喪の期間は忌引とし、登校しなくてもよい。

忌引の日数は次のとおりとする。また、葬祭等のため遠隔地におもむく必要のある場合には、往復に要する実日数を加算することもできる。

死亡した者	日数
父・母	5日以内
兄弟姉妹	3日以内
祖父母	3日以内
曾祖父母	1日以内
伯（叔）父母	1日以内
甥・姪	1日以内

(公欠)

進学のための受験、就職試験、採用手続きその他の事由で、その日の授業の全部または一部に参加できない場合は公欠とすることができる。公欠をするときは「公欠届」をホームルーム担任に提出し、ホームルーム担任の申し出によって学校長が決める。

公欠の日または時間は出席扱いとする。

(届出)

生徒が欠席、遅刻、早退をするときは、定められた方式で届け出る。

看護専攻科 評価・評定・進級・修了に関する規程

埼玉県立常盤高等学校

1. 各科目・講座の履修規程

- (1) 生徒は、本校の定めた教育課程の科目・講座及びその定められた単位数・時間数をすべて履修するものとする。
- (2) 臨地実習以外の各科目・講座の履修については、授業時数の2/3以上の出席をもって履修したものとする。
- (3) 臨地実習の科目については、臨地での4/5以上の出席及び欠課時数分の補習をもって履修したものとする。
- (4) 臨地実習の欠課時数は、事由を明らかにした上で、校内で実習引率者から補習を受けることにより、履修したものとする。但し、8時間以上は演習を含めて行う。
- (5) 授業開始の10分以下の遅れは遅刻とし、これを超えるときは欠課とする。又、授業終了時刻10分以下の退出は早退とし、これを超えるときは欠課とする。
- (6) 忌引きの場合は「忌引届」を、公欠の場合は「公欠届」を提出する。
- (7) 出席停止・忌引き・公欠は出席扱いとする。但し、当該日の授業科目の時数が授業時数の1/3以上、臨地実習の科目については、授業時数の4/5以上の場合は、補習や課題等の補いをもって履修したものとする。

2. 各科目・講座の単位修得認定に関する規程

- (1) 各学年において履修し、その成果が科目・講座の目標に到達していると認められる場合には、履修した単位数・時間数を修得したことを認定する。認定は3.の規程によって行う。
- (2) 各学年において履修すべき各科目・講座の単位数は、分割してその単位の修得を認定することはできない。
- (3) 臨地実習における各科目の評定について「不可」がある場合及びその各科目に1/5を超える欠課時数がある場合は、再履修するものとする。但し、再履修は病院等の受け入れが困難な場合は、可能な時期に行うものとする。

3. 成績の評価・評定及び追認定に関する規程

- (1) 成績の評価・評定
 - ① 成績の評価・評定は、当該科目・講座担当者が指導目標への到達度を目途として筆記試験・実技試験・論文・レポート・学習態度等を資料として総合的に行うものとする。
 - ② 本試験は、原則としてその科目・講座の授業の終了時に行う。但し、担当者が必要と認めた場合は、臨時にこれを行うことができる。
 - ③ 本試験は、原則としてその科目・講座の授業時数の2/3以上出席した者でなければ受けることができない。但し、出席時数が2/3未満の者の受験資格については、本人からの理由書（別記様式）により、個々に審議し、決定するものとする。
 - ④ 成績の評定は、「優」「良」「可」「不可」の4段階に分け、評定は100点を満点とし、

80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」とし、「可」以上を合格とする。

- ⑤ 忌引き・公欠・出席停止により、定められた期日に本試験を受けることができなかった場合は、追試験を受けることができる。追試験は、本人が登校可能な状態になったら速やかに実施し、その成績評定は④に準じる。
- ⑥ 病気やその他本人の都合により、定められた期日に本試験を受けることができなかった場合は、追試験を受けることができる。追試験は、本人が登校可能な状態になったら速やかに実施し、80 点を最高とし、その成績評定は④に準じる。
- ⑦ 本試験に合格しなかった者は、本人の願い出及び担当者へ課題の提出により、再試験を受けることができる。但し、⑤や⑥に準じて追試験を受験した場合は再試験を受けることはできない。
- ⑧ 再試験は 1 回とする。但し、60 点を合格としその成績の評定は「可」とする。
- ⑨ 出席時数が 2/3 未満の者が受験資格を認められた場合は、補講等の指導のもとに、本試験を受けることができるものとする。その成績評定は④に準じる。
- ⑩ 2 名以上の担当者によって成績を評定する科目は、協議によって決定する。
- ⑪ 評定が「不可」となった科目の単位修得は、認定しない。
- ⑫ 単位修得の認定は学期末の成績会議で行う。
- ⑬ 前期及び学年末の評定は、前期及び学年末に本人・家庭に通知する。

(2) 追認定について

- ① 履修学年の評定「不可」の科目が、臨地実習については 1 科目以内、臨地実習以外の科目については 3 科目以内の場合は、追認定試験実施願（別記様式）の提出をもって、追認定試験を受けることができる。
- ② 追認定試験は、課題・レポートをこれに代えることができる。ただし、臨地実習については再履修を原則とする。
- ③ 追認定試験の得点が所定以上の場合、その評定は「可」とし、追認定成績会議によって単位修得を認める。

4. 修了認定に関する規程

次の 2 つを満たしているとき、修了を認定する。

- (1) 各科目・講座の履修規程を満たしていること。
- (2) 成績の評価・評定及び追認定に関する規程により、各学年の全科目の評定が「可」以上であること。

5. 原級留置に関する規程

- (1) 履修学年の科目はすべて修得しなければならない。1 つでも未履修の科目や評定に「不可」がある場合は、原級留置とする。
- (2) 原級留置の単位認定
 - ① 臨地実習については、単位認定が認められた科目については再履修しなくてよい。
 - ② その他の科目については、原則再履修とする。既に単位を修得した科目を再履修した場合は、その成績は上位の評定をその科目の評定とする。